

日医発第 936 号（医経）
令和 8 年 8 月 14 日

熊本県医師会
担当理事 殿

公益社団法人日本医師会
常任理事 今村 英仁
（公 印 省 略）

令和 8 年熊本地震に係る国税の申告・納付等の期限の延長について（情報提供）

災害の被害を受けられた皆さまに心からお見舞い申し上げます。

今般、国税庁より、別添のとおり、熊本県八代市、宇土市、宇城市及び八代郡氷川町に納税地のある方（法人を含む）について、国税に関する法律に基づく申告、申請、請求、届出及びその他の書類の提出並びに納付等の期限を延長することが公表されました。いつまで延長するかについては、今後、被災者の状況に十分配慮しつつ検討することとされています。

また、熊本県八代市、宇土市、宇城市及び八代郡氷川町以外に納税地がある方（法人を含む）であっても、この度の地震により被災され、申告・納付等をすることができない場合には、所轄の税務署に対して申請することにより、申告・納付等の期限の延長を受けることができます。なお、この申請は、当初の期限を経過し、状況が落ち着いた後、申告・納付等と同時に行うことも可能です。詳細は次の URL からご参照ください。

<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/saigai/index.htm>

なお、県税については、次の URL からご参照ください。

<https://www.pref.kumamoto.jp/soshiki/16/50530.html>

市町村税については、各市町村にご確認ください。

つきましては、貴会におかれましても本件をご了知いただくとともに、必要に応じ貴会関係会員への周知方よろしくお願い申し上げます。

【別添資料】

- ・ 令和 8 年熊本地震に国税の申告・納付等の期限の延長について
（令和 8 年 8 月 4 日 国税庁）
- ・ 熊本県の一部の地域における国税に関する申告期限等を延長する件
（国税庁告示第 21 号 令和 8 年 8 月 12 日）

令和 8 年 8 月 4 日
国 税 庁

令和 8 年熊本地震に係る国税の申告・納付等の期限の延長について

この度の令和 8 年熊本地震により被災された皆様に心からお見舞い申し上げます。

国税庁では、熊本県八代市、宇土市、宇城市及び八代郡氷川町に納税地のある方について、国税に関する法律に基づく申告、申請、請求、届出及びその他の書類の提出並びに納付等の期限を延長する（地域指定）こととしましたので、お知らせします。

1 対象となる納税者

熊本県八代市、宇土市、宇城市及び八代郡氷川町に納税地のある方（法人を含む。）

2 延長される期限

令和 8 年 7 月 28 日以降に到来する国税の申告・納付等の期限が、全ての税目について、自動的に延長されることとなります。例えば、毎月 10 日が納付期限の源泉所得税等についても、期限が延長されます。

なお、申告・納付等の期限をいつまで延長するかについては、今後、被災者の状況に十分配慮しつつ検討してまいります。

3 その他の地域に納税地のある方の期限延長

熊本県八代市、宇土市、宇城市及び八代郡氷川町以外に納税地がある方であっても、この度の地震により被災され、申告・納付等をすることができない場合には、所轄の税務署に対して申請することにより、申告・納付等の期限の延長を受けることができます。

なお、この申請は、当初の期限を経過し、状況が落ち着いた後、申告・納付等と同時に行うことも可能です。

（注）今般の地域指定による申告・納付等の期限の延長措置は、近日中に官報で告示される予定です。

熊本県の一部の地域における国税に関する申告期限等を延長する件

国税庁告示第 21 号

国税通則法施行令（昭和 37 年政令第 135 号）第 3 条第 1 項の規定に基づき、国税に関する法律に基づく申告、申請、請求、届出その他書類の提出、納付又は徴収に関する期限のうち、次に掲げる地域に国税の納税地を有する者に係るもの（その者の納付すべき国税に係る期限については、当該国税の納税地が当該地域にあるものに限る。）で、その期限が令和 8 年 7 月 28 日以降に到来するものについては、その期限を別途国税庁告示で定める期日まで延長する。

令和 8 年 8 月 12 日

国税庁長官 青木 孝徳

都道府県名	指定地域
熊本県	八代市、宇土市、宇城市、八代郡氷川町